協議第２５号

組織及び事務機構の取扱いについて

組織及び事務機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年８月２７日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　　中　村　　功　一

記

組織及び事務機構の取扱いについては、別紙のとおりとする。

協定項目番号	第１５号	協定項目名	組織及び事務機構の取扱い
調整方針	組織及び事務機構の取扱いについての基本的な方針及び具体的な方針は、次のとおりとする。		

基本的な方針

１．合併の目的、効果の視点から

高度化、多様化する行政ニーズや地方分権などに対応できる行財政基盤の充実を図ると共に、行政の効率化やスリム化を目的としていることから、現有施設の有効利用を基本に、その効果が期待できるように次の点に留意した組織・事務機構とする。

（１）組織の統廃合による職員削減と専門化の推進
（２）指揮管理系統の簡素化

２．住民サービスの視点から

人口や面積等規模が拡大し、また現在の役場が支所に、支所が出張所になることから、現在の住民サービスの維持や新市における同一水準のサービス提供などができるように、次の点に留意した組織・事務機構とする。

（１）窓口サービス
（２）日常生活に関連する事務事業、サービス
（３）地域の状況や特性に応じた地域的事業

３．地域コミュニティ（住民自治）の視点から

それぞれの市町が有する伝統、文化、歴史、自然などの地域特性を生かし、今日まで培われてきた様々な地域活動や住民自治などを継続すると共に、地域特性に応じた新たなまちづくりが展開できるように、自治組織づくりなど地域コミュニティの推進に向けて支援、先導できる機能に留意した組織・事務機構とする。

４．新市のまちづくりの視点から

新市としての一体性を目指し、新市に引き継ぐ事務事業や新市まちづくり計画に基づくまちづくり施策などをスムーズに進めていくための組織・事務機構とする。

５．円滑な移行を行うために

合併という大きな変革に際して、行政運営が混乱することは回避しなければならない。また、住民においても困惑が生じることなく、分かり易い組織・事務機構とする必要がある。こうしたことに配意し、一定の移行期間を設け、激変を避けながら組織・事務機構を考えることとする。

協　定　項　目　番　号	第１５号	協定項目名	組織及び事務機構の取扱い

具　体　的　な　方　針

１．合併時における組織・事務機構について

（１）一定の期間を移行期間と位置づけ、既存の組織形態をそのまま維統することを基本とする。
（２）移行期間は、合併の日から平成１７年９月３０日までとする。
（３）移行期間内にあっても、総務・企画・管理部門、各種事務局等については、可能な限り統廃合による集約に向けて調整する。
（４）統廃合する組織・機構については、市役所に配置することを基本とする。

２．新市における組織・事務機構について

（１）行政の効率化、スリム化など合併効果の観点から、可能な限り組織の統合を行うこととし、本庁機能は、効率的な行政運営の観点から１カ所に集約させる。
（２）支所については、各地域の総合的な窓口機能を持たせる。特に、地域や地域住民と密接な関係がある事務事業については、合併前の住民サービス水準を維持するため、また住民の利便性を考え、支所に一定の機能を残すこととする。
（３）地域と密着した課題やプロジェクトなど地域性が高いものについては、支所に地域振興を担当する課や現地事務所を設置するなどしてその推進が図れるように、地域性を考えた組織・機構とする。
（４）出張所については、その地域の総合的な窓口としての機能を持たせる。
（５）地域コミュニティー（住民自治）については、まずその目指すべき方向を明確にすると共に、そのための先導・支援できる機能を持った組織や職員体制などを整備する。
（６）新市としての一体性を確保するため、新市全域における同一水準のサービス提供ができる組織・事務機構とする。合わせて新市施行後に積極的に取り組むべき課題やプロジェクトについて推進できる体制を整える。

３．組織と施設整備について

市役所及び支所、出張所については、現在の施設を有効活用することとするが、組織の統廃合等により本庁施設（現八日市市役所）の規模が課題となるため、新市にふさわしい組織・機構が配置できる施設の整備、確保に努める。

４．各種施設・機関について

保健センター・診療所・福祉センター・保育園・幼稚園・小学校・中学校・給食センター・図書館・公民館・体育施設等などの施設や機関については、現行どおり存続することを基本とする。但し、同一の種類の施設・機関については、それらを統轄する機能の整備を図る。

資　料　1

協議事項	組織及び事務機構の取扱い	協定項目No.	15

支所・出張所の組織例

新市施行（H１７．２．１１）からH１７．９．３０まで

新市発足時の支所に残る組織

・戸籍・住民票・印鑑登録・外国人登録の届出、各証明書交付
・埋火葬の届出・許可
・一般廃棄物処理、飼い犬登録
・上・下水道管理および整備
・その他届出受付、取り次ぎ
・諸税・料収納、納税証明、税の相談、税以外の徴収金の収納
・国民健康保険・介護保険・医療・年金の申請、相談
・福祉関係申請受付、相談、
・農業・林業・商業・観光の振興・相談
・農業・林業の基盤整備
・道路・河川の管理、整備
・総務（消防、防災、自治会等地域密着型機能部分）
・企画（地域振興的な機能部分）
・教育委員会（転入出関係、地域的な業務部分）

新市発足時に本庁に統合する組織

・総務、財務、人事、電算
・企画、秘書、広報広聴
・教育委員会（総務、学校教育、社会教育、文化財保護等）
・会計
・議会事務局
・監査委員事務局
・農業委員会事務局（平成１７年７月１９日統合）
・公平委員会事務局
・選挙管理委員会事務局

新市発足時の出張所の組織
１．窓口的な機能
　戸籍・住民票・印鑑登録、各証明書交付
　埋火葬の届出・許可
　一般廃棄物処理
　その他届出受付、取り次ぎ
　諸税・料収納、納税証明、税の相談、税以外の徴収金の収納
　自治会

H１７．１０．１以降

支所の組織・機構
１．総合窓口的な機能
　支所の管理、職員の服務関係
　戸籍・住民票・印鑑登録・外国人登録の届出、各証明書交付
　埋火葬の届出・許可
　一般廃棄物処理、飼い犬登録
　その他届出受付、取り次ぎ
　諸税・料収納、納税証明、税の相談、税以外の徴収金の収納
　国民健康保険・介護保険・医療・年金の申請、相談
　福祉関係申請受付、相談
　学校の転入校手続き、地域での社会教育活動

２．地域施策、事業が推進できる機能
　地域事務所・・農林水産、土地改良、道路管理、その他地域課題を執行する事務所

３．地域コミュニティ推進のための機能
　地域振興担当課・・・・地域づくり、ＮＰＯ、自治会、地域防災消防

出張所の組織・機構
１．窓口的な機能
　戸籍・住民票・印鑑登録、各証明書交付
　埋火葬の届出・許可
　一般廃棄物処理
　その他届出受付、取り次ぎ
　諸税・料収納、納税証明、税の相談、税以外の徴収金の収納
　自治会

資　料　2

協議事項	組織及び事務機構の取扱い	協定項目No.	15

先進地事例

甲賀地域合併協議会	新市の組織・機構は、各町庁舎と付属施設の有効活用を図ることを前提に住民サービスが低下しないように十分配慮し、定員管理の適正化を図りつつ、「新市行政組織・機構整備方針」に基づき整備するものとします。 【新市行政組織・機構整備方針】 ①合併の効果を最大限に活かすため、できる限り組織・機構の統合一元化を図ります。 ②新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構に整備します。 ③類似団体に習う標準的な組織・機構にとらわれることなく、甲賀地域の特性を盛り込むように努力します。 ④住民の利便性を考慮して、現５町の区域には本庁あるいは従来の住民サービス機能を有した支所を設置します。 ⑤事務の執行体制については、グループ制も視野にいれ、地方分権時代における行政課題に迅速に対応できる体制を目指します。 ⑥付属施設は、実情を考慮しながら継続・統合・転用を検討します。 上記方針に基づき、新市における組織・機構については、出来るだけ早期に統合一元化を進める必要がありますが、合併時に全てを一括統合することは実務的に極めて困難であります。したがって、新市における新規事業の展開、既存事業の一元化、人事・定数の計画的管理など事務事業全体の進捗状況と整合性を確保しつつ、順次段階をおって整備していくものとします。
更埴市・戸倉町・上山田村町合併協議会	新市発足後は、当面次の２段階の措置をとり組織、機構を整備する。 ①合併時における組織は、１市２町の現行組織を基礎として統合が可能な組織及び事務を除き現在の組織を存続させる ②平成１６年４月からは、別紙のとおり、議会事務局のほか、市長部局の部、教育委員会部局、その他行政委員会の新体制として再編整備する。 平成１５年９月～平成１６年３月 合併年度は、住民サービス及び庁内の混乱を避けるとともに、１市２町でそれぞれ実施している事務事業を１５年度内において円滑に、かつ適正に実施・処理するため、統合が可能な組織及び事務を除き、それぞれの庁舎に原則現在の組織を存続させることとする。 平成１６年４月～ 現行の部・課を統合し、３庁舎に分散させることとする。ただし、各庁舎には支所的機能を付加することとする。
さぬき市	（１）現在の津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の庁舎を有効活用した組織及び機構とする。 （２）新市の組織・機構については「新市における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。 （３）新市の組織については住民サービスが低下しないよう十分配慮する。 【新市における行政組織・機構の整備方針】 新市における行政組織・機構は、次により整備するものとする。 新市における行政組織・機構については、当面事務所の位置は確定したが、従前の合併関係５町の行政組織、機構を満たすには、庁舎が狭隘であること等により、すべてを統合し、一元化を図ることは困難な状況にある。 しかしながら、合併の主旨を踏まえ、合併の効果を最大限に活かすためには、できる限り組織・機構の一元化を進める必要がある。 このため、合併時における組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。 （１）市民の声を適正に反映することが出来る組織・機構 （２）市民が親しみやすく、利用しやすい組織・機構 （３）指揮命令系統が分かりやすい組織・機構 （４）責任の所在が明確な組織・機構 （５）新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構 （６）簡素で効率的な組織・機構 （７）行政課題に即応できる組織・機構 （８）現有庁舎を有効利用できる組織・機構 （９）緊急時に即応できる組織・機構

資　料　3

協　議　事　項	組織及び事務機構の取扱い	協定項目No.	15

類似都市組織図

更埴市・戸倉町・上山田町合併協議会（人口６４，５４９人　面積119.84ｋｍ2）		南アルプス市（人口７０，１１６人　面積264.06㎢）		さぬき市（人口５７，６１８人　面積158.81ｋｍ2）	
部	課	部	課	部	課
企画部 (企画政策室)	企画課 （合併管理室） （国際室） （男女共生参画室） 契約課 情報統計課	企画部	秘書課 企画課 広聴広報課 情報政策課	企画部	企画財政課 広聴広報課 情報政策課
総務部	総務課 秘書広報課 財政課 税務課 消防防災課	総務部	総務課 人事課 税務課 財政課 管財課	総務部	総務課 市民税課 資産税課 管財課 合併ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ
市民生活部 健康福祉部 (福祉事務所)	生活環境課 廃棄物対策課 市民課 福祉課 高齢福祉課 健康推進課 人権政策課	保健福祉部 (福祉事務所)	市民課 環境課 福祉課 健康増進課 介護福祉課	市民部 (福祉事務所)	市民課 人権推進課 国民年金課 保健福祉総務課 長寿障害福祉課 子育て支援課 健康づくり推進課 環境衛生課
経済部	農林課 商工課 観光課	農林商工部	商工観光課 農林課 農林土木課	産業経済部	農林推進課 土地改良課 商工観光課
建設部	建設課 都市計画課 下水道課 工事検査班	建設部	土木管理課 道路河川課 都市整備部 建築住宅課 下水道課	建設部	建設課 用地課 都市計画課 下水道管理課 下水道建設課

更埴市・戸倉町・上山田町合併協議会		南アルプス市		さぬき市	
部	課	部	課	部	課
		公営企業	総務課 経理課 料金課 給水課 管理検査監 配水課 浄水課 バス事業	水道局	監理課 工務課
教育事務局	教育総務課 生涯学習課 人権同和教育課 文化課 スポーツ振興課	教委事務局	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 社会体育課	教委事務局	教育総務部 学校教育課 人権教育課 生涯学習課 文化振興課
議会事務局 会計 監査委員事務局 選挙管理委員会 農業委員会 公平委員会 固定審査委員会	会計課	議会事務局 会計課 監査委員事務局 選挙管理委員会 農業委員会 公平委員会 固定審査委員会	会計課 工事検査室	議会事務局 出納室 監査委員事務局 選挙管理委員会 農業委員会 公平委員会 固定審査委員会	出納室
		消防本部		市民病院	
更埴庁舎 戸倉庁舎 上山田庁舎	福祉課・経済課 教育委員会分室 総務調整課 税務課 市民生活課 経済課・建設課 都市下水道課 総務調整課 税務課 市民生活課 健康福祉課 建設課 教育委員会分室	八田支所 芦安支所 白根支所 若草支所 櫛形支所 甲西支所	庶務課・住民課・健康福祉課 地域振興課 教育事務所 庶務課・住民課・健康福祉課 地域振興課 教育事務所 庶務課・住民課・健康福祉課 地域振興課 教育事務所 庶務課・住民課・健康福祉課 地域振興課 教育事務所 庶務課・住民課・健康福祉課 地域振興課 教育事務所 庶務課・住民課・健康福祉課 地域振興課 教育事務所	津田支所 大川支所 寒川支所 長尾支所	総務・地域振興 住民・国保・福祉・建設 産業・水道 教育 総務・地域振興 住民・国保・福祉・建設 産業・水道 教育 総務・地域振興 住民・国保・福祉・建設 産業・水道 教育 総務・地域振興 住民・国保・福祉・建設 産業・水道 教育

合併による支所の機能・業務想定（概念図）

＜参考資料＞

行政運営の混乱や住民の困惑を回避するため、移行期間を設ける

移行期間（平成１７年2月１１日～9月３０日）

支所の業務

現在の役場の組織・業務を継続することを基本

- 戸籍・住民票・印鑑登録・外国人登録
  埋火葬の届出・許可
- 一般廃棄物処理
  上・下水道管理および整備
- 住民税、固定資産税、軽自動車税等
- 国民健康保険・介護保険・医療・年金
- 福祉関係
- 農業・林業・商業・観光の振興
- 道路・河川の管理、整備
- 総務の一部（消防、防災、自治会等）
- 企画の一部（地域振興関係）
- 教育委員会の一部（転校、地域事業等）

統合する業務

総務、財務、人事、電算
企画、広報広聴、秘書
教育委員会、会計
議会・監査・農業委員会事務局等

平成１７年１０月１日～

総合窓口機能

- 戸籍・住民票・印鑑登録・外国人登録
  埋火葬の届出・許可
- 一般廃棄物処理の証明交付、相談
  上・下水道収納・申請取り次ぎ
- 各種税の収納、証明書発行、相談等
- 保険・年金等の申請、相談、収納
- 福祉関係

必要に応じて現地事務所又は課設置

地域振興機能

消防、防災、自治会等
地域振興、地域コミュニティ等

必要に応じて現地事務所又は課設置

庶務機能

支所管理、職員服務等